

住民税が改正されます

<別表>

改	公的年金収入金額の合計額 A	所得金額
正	260万円未満	A-140万円
前	260万円以上460万円未満	A×75%-75万円
	460万円以上820万円未満	A×85%-121万円
	820万円以上	A×95%-203万円

改	公的年金収入金額の合計額 A	所得金額
正	330万円未満	A-120万円
後	330万円以上410万円未満	A×75%-37.5万円
	410万円以上770万円未満	A×85%-78.5万円
	770万円以上	A×95%-155.5万円



税制改正により、平成18年度の所得税・住民税の見直しが行われました。これにより、町でも町民税が改正となります。

主な改正点

- ① 定率減税が見直されます
平成11年度以降行われていた定率減税が、2分の1に縮減されることとなります。
- ② 平成17年度まで：定率控除前所得割額の15%（上限4万円）
平成18年度：定率控除前所得割額の7.5%（上限2万円）
- ③ 65歳以上の年金所得の計算方法が変わります
公的年金収入（年金をもらった額）から一定の公的年金控除を差し引いた額が、年金所得金額となります。
- ④ 65歳以上の方は、平成17年にももらった分の公的年金に対する所得の計算式が、別表のとおり改正になります。
- ⑤ 非課税措置が見直されます
65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方に適用されていた非課税措置は、平成18年度から廃止されます。

② 老年者控除が廃止されます
65歳以上で所得1,000万円以下の方の「老年者控除（住民税で48万円）」は、平成18年度から廃止になります。

③ 65歳以上の年金所得の計算方法が変わります
公的年金収入（年金をもらった額）から一定の公的年金控除を差し引いた額が、年金所得金額となります。

④ 65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方に適用されていた非課税措置は、平成18年度から廃止されます。

⑤ 妻の均等割非課税措置が廃止されます
平成17年度から、均等割の納税義務を負う夫と生計を同一にする妻に対する均等割の非課税措置が廃止されました。

65歳以上の方は、平成17年にももらった分の公的年金に対する所得の計算式が、別表のとおり改正になります。

④ 非課税措置が見直されます
65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方に適用されていた非課税措置は、平成18年度から廃止されます。

ただし、経過措置として、平成17年1月1日に65歳以上だった方で、前年の合計所得金額が125万円以下の場合、平成18年度住民税は所得割と均等割の税額の3分の2を減額、平成19年度住民税は所得割と均等割の税額の3分の1が減額されます。

平成17年度は経過措置として本来の税額の2分の1が課税されていましたが、平成18年度以降は全額4,000円課税されます。

（例）扶養親族がいない場合
・給与収入のみ：93万円
・年金収入のみ
① 65歳未満：98万円
② 65歳以上：148万円

均等割課税住民税係
☎(70)0321

有害鳥獣駆除の実施

カラス等による農作物への被害が発生しているため、町全域を対象に有害鳥獣駆除を実施します。

なお、期間中に飼いの鳥を放す場合は、配慮されるようご協力をお願いします。

▼実施期間 6月3日(土)～7月3日(月)

▼実施時間 日の出から日没

実施区域 住宅地、学校、神社、公園周辺を除く町内全域

実施方法 銃器使用による駆除

実施者 大網白里町猟友会 同産業振興課振興係
☎(70)0345

在宅介護支援センターだより

33



介護の「介」は、媒介の介。老人が生活の主人公になるために自分を媒介にする。と、つまり、きっかけになることだ。主体はあくまでも老人の側でなくてはならない。これが、医療や安斎看護との違いであり、難しさ、奥深さでもある。

やさしく言えば、老人にとっての杖になればいいということだ。でも杖になるのはけっ

この難しい。長さは一人ひとりの体格に合わせなくてはならないし、必要なときにそばにいては役に立たない。

でも、この杖は単なる杖じゃない。だって人間がやっているんだもの。婆さんが転びそうなどきにはさっと手を出して支える杖だ。ずっと寝たままの爺さんには「元気がないね、散歩に行きませんか？」と話しかける杖だ。老人が主体だ

老人の手を持って立ち上げられるとしよう。手の甲の方から握って引き上げるようでは介護者として失格だ。それは介護者として失格だ。それは介護者として失格だ。それは介護者として失格だ。

バスカルは、「人間は考える葦である」と言ったが、私は言う。「介護者は考える杖である」と。

（三好春樹 著 平成18年4月11日 読売新聞より）

トマト黄化葉巻病のまん延防止にご協力を

昨年秋、千葉県内で「トマト黄化葉巻病」が発生しました。これはタバココナジラミが運ぶウイルス病で、伝染がとて速く、この病気にかかると、果実がとれなくなるなど、大きな被害を及ぼします。

病気には感染したトマトを食べても人体に影響することはありませんが、家庭菜園等を含め、トマトを栽培されている方は、ご注意ください。



▲タバココナジラミ

- トマト黄化葉巻病の特徴(先端部分の葉が縁から黄色になり、上や下に巻くようになる)
- ① 苗は、タバココナジラミのついていない健全なものを購入する。
- ② タバココナジラミは各種雑草でも増えるため、畑の周りを除草する。
- ※トマト黄化葉巻病らしい症状が発生したら、近くのJAや山武農林振興センターへ連絡してください
- 山武農林振興センター改良普及課 ☎(54)0226

はり・きゅう・マッサージ等施術利用券を交付

町に住所を有する65歳以上の方で、はり・きゅう・マッサージ・あんま・指圧の施術を受けたい方に、費用の一部(月2回、1回1,000円)を助成しています。

▶受付場所=健康福祉課、白里出張所 ※印鑑を持参
同健康福祉課高齢者福祉係 ☎(70)0332

施術所名	住所	治療種類	電話
田村治療院	北今泉3696-58	はり、きゅう、マッサージ	☎(77)4067
本田治療院	柳橋302-4	マッサージ、指圧	☎(72)7641
毅然堂増田鍼灸院	大網343	はり、きゅう	☎(72)0597
指圧村田治療室	桂山965-1	指圧	☎(72)4468
石野鍼灸治療院	大網646	はり、きゅう	☎(72)0013
鍼灸治療室齋藤	細草3215-22	はり、きゅう、マッサージ、あんま、指圧	☎(77)6342
野老治療院	九十根726	マッサージ、あんま、指圧	☎(73)6459
白里接骨院	大網700-5	はり、きゅう、マッサージ、あんま、指圧	☎(73)6612
美友堂鍼灸院	駒込1389-6	はり、きゅう	☎(73)2351
ちのね鍼灸治療院	北今泉3294-1	はり、きゅう	☎(77)2756
みずほ台鍼灸整骨院	みずほ台1-50-4	はり、きゅう	☎(73)7336
柴崎整骨鍼灸院	大竹264-1	はり、きゅう、マッサージ、あんま、指圧	☎(72)6665
福井指圧所	細草659-3	マッサージ、あんま、指圧	☎090(5317)6749
さくら堂鍼灸院	みずほ台2-11-1 モール伊藤108	はり、きゅう	☎(72)1958
かねこ治療院	北今泉897	マッサージ、あんま	☎(77)6301
はなぶさ治療院	南玉71-14	マッサージ、あんま、指圧	☎(72)6141

正しく救急車を利用しましょう



山武郡市広域行政組合消防本部管内には、急病やけが人を病院へ搬送するため、7台の救急車が配置されています。

昨年、7,999人を搬送し、そのうちの半数以上が軽症傷病者となっています。

救急出動の増加、病院の受け入れ状況などによって、救急車がすべて出動し、必要ときに使えないケースが発生しています。

救急車は、急いで病院へ搬送しなければならない場合や他の病院へ搬送する手段がない場合に活用します。正しい救急車の利用を心掛けてください。

○こんなときには119番通報を！
・意識がない
・呼吸困難である
・骨折して動けない
・広範囲にわたってやけどをした
・大量出血をした など

○こんなときにはよく考えて判断を！
・風邪をひいた
・首を寝違えた
・突き指をした
・歯が痛い など

同山武郡市広域行政組合消防本部警防課 ☎(52)8752